

県営運動公園ナラ枯れ被害木等駆除業務委託契約書

- 1 委託業務名 県営運動公園ナラ枯れ被害木等駆除業務
- 2 履行場所 盛岡市みたけ一丁目10-1
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日まで
- 4 委託料 金 円
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上記業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1 乙は、この契約に定めるもののほか、業務委託仕様書に従い誠実に実施するものとする。

(実施に関する指示)

第2 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(実施計画書)

第3 乙は、委託業務に係る実施計画書を作成し、この契約締結後7日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の実施計画書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、不適当と認めたときは、乙と協議するものとする。

(監督員)

第4 甲は、監督員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(権利義務等の譲渡等)

第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託の禁止）

- 第6 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更、中止等）

- 第7 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、履行期限又は委託料を変更する必要があると認められるときは、甲及び乙が協議してこれを定める。
- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲及び乙が協議して定める。

（履行期限の延長）

- 第8 乙は、天災等その責めに帰することができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して速やかに書面によりその理由を付して履行期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、甲及び乙が協議して定める。

（損害の負担等）

- 第9 委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた場合については、この限りではない。

（完了報告及び完了確認等）

- 第10 乙は、委託事業が完了した場合は、委託業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により委託業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、委託業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。
- 第11 甲は、第10第2項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 3 第10第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の支払い)

第12 乙は、第10第2項（第11第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、委託料請求書（様式第2号）により甲に委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に委託料を支払うものとする。

(前金払)

第13 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して委託料の10分の4以内の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 乙は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 4 業務内容の変更その他の理由により、著しく委託料を増額したときは、増額後の委託料の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 5 業務内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、乙は、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、甲及び乙が協議して返還額を定める。

- 6 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(履行の追完請求)

第14 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行遅延における損害等)

第15 乙が、その責めに帰すべき理由により履行期限（第8の規定に基づく変更後の履行期限を含む。以下同じ。）までに委託業務を完了することが出来ない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込があると認めるときは、甲は、乙から損害金

を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき理由により約定期間内に委託料を支払わない場合は、乙に対して、遅延日数に応じ、支払遅延委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2若しくは第11第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (3) 第20又は第21の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相

手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第18 第16又は第17の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

第19 甲は、委託業務が完了しない間は、第16又は第17の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第20 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて、その催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

第21 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第7第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。

（2） 第7第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（解除権に伴う措置）

第22 甲は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、必要と認めるときは、委託業務の既成部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払うことができる。

2 乙は、第16又は第17の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

3 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

（不当介入に対する措置）

第23 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(調査等)

第24 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、又は乙に報告を求めることができる。

(秘密の保持等)

第25 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

(補則)

第26 この契約について疑義を生じたとき、若しくはこの契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書各2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増拓也

乙

(様式第 1 号)

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

(受託者)
住 所
名 称
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した、下記業務が完了したので、委託契約書第 10 第 1 項の規定により報告します。

記

- 1 業務名 県営運動公園ナラ枯れ被害木等駆除業務
- 2 契約額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 3 事業実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 4 実施した委託業務の内容
別紙のとおり

(様式第 2 号)

委託料請求書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

(受託者)
住 所
名 称
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した、県営運動公園ナラ枯れ被害木等駆除業務について、委託契約書第 12 第 1 項の規定により、委託料を次のとおり請求します。

記

- 1 委託料 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 2 請求金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

3 振込先

銀行 店 預金
口座番号 :
口座名義 :